

別 記

第1号様式(第5条関係)

南房総市長 宛

申請(請求)年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書(請求書)

【南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱】に基づき、移住支援金の交付を申請、請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業 (千葉県マッチングサイト)		起業	上記家族のうち18歳未満の者の人数	人
		就業 (千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点事業)		テレワーク	交付請求額	円

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)\*

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「千葉県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、南房総市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
支給要件の該当性等を審査をするため、転入日及び世帯状況等を公簿により確認すること		A. 同意する		B. 同意しない
(千葉県マッチングサイト就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 南房総市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

\* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤・通学履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業・通学先	通勤・通学先住所

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他( )

7 振込先

振込先	金融機関名	(金融機関名)	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連	5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	(本店・支店名)
	口座番号	当座・普通			
	口座名義人	フリガナ			
		氏名			

管理コード(千葉県及び南房総市使用欄)	
---------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱に関する報告及び立入調査について、千葉県及び南房総市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に南房総市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南房総市以外の市区町村に転出した場合：半額

## 別紙2

### 南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び南房総市は、南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業の実施に際して得た個人情報について、千葉県及び南房総市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、千葉県及び南房総市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 南房総市は、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けている対象者の場合、次の（1）から（3）の事項の取り扱いをします。
  - （1）南房総市は、移住支援金の交付を決定した場合、（公財）千葉県産業振興センターに対し、交付決定対象者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
  - （2）（公財）千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、南房総市は、南房総市が移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。
  - （3）千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして（公財）千葉県産業振興センターから求めがあった場合、南房総市は、南房総市の把握している住所及び連絡先を（公財）千葉県産業振興センターに情報提供します。